

掛川市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

掛川市長 松井三郎

題名を次のように改める。

掛川市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

第1中「浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に基づき浄化槽の設置」を「浄化槽設置整備事業」に改める。

第2の(1)を次のように改める。

- (1) この要綱において「浄化槽設置整備事業」とは、浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に基づき環境配慮型浄化槽を設置する事業をいう。

第2の(2)を第2の(3)とし、第2の(1)の次に次のように加える。

- (2) この要綱において「環境配慮型浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて（平成18年4月21日付け環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知）12に規定する要件に該当するものをいう。

第2に次のように加える。

- (4) この要綱において「特定区域」とは、次に掲げる区域を除いた市の区域をいう。
- ア 掛川市公共下水道認可区域
 - イ 農業集落排水事業が完了した区域
 - ウ 掛川市汚水処理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）第4条に規定する処理区域
 - エ 掛川市土地利用事業の適性化に関する指導要綱（平成17年掛川市告示第59号）の規定による行政指導により集中処理浄化槽を設置した住宅団地等の区域
 - オ 浄化槽市町村整備推進事業が完了した区域

カ 大和田、萩間、丹間、孕石、居尻、黒俣及び満水の区域

キ 下垂木1819の9、1819の11、1819の12、1821の1から1821の34まで、2001の4から2001の34まで、2001の39及び2001の40の区域

ク 掛川市生活排水処理実施計画（平成18年11月10日策定）において公共下水道事業実施区域又は次期計画区域と定められた区域

ケ 平成17年3月31日における大東町の区域（以下「大東区域」という。）

(5) この要綱において「集団」とは、次のいずれかに該当する交付の申請をいう。

ア 同一の自治会内で3件以上の数でまとまったもの

イ 同一の自治会内で当該自治会に属する世帯数の10分の1以上の数でまとまったもの

第3中「次に掲げる地区を除いた地区」を「次に掲げる区域」に改め、第3の(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 特定区域

(2) 第2の(4)のオからクまでに掲げる区域

(3) 大東区域のうち、第2の(4)のアからエまでのいずれにも該当しない区域

第3の(4)及び(5)を削る。

第4の(1)中「次に掲げる者を除き」を「浄化槽設置整備事業に要する経費のうち」に、「合併処理浄化槽」を「環境配慮型浄化槽」に、「含む」を「含み、次に掲げる者を除く」に改め、第4の(2)中「補助金の額」を「補助額」に改める。

第5の(1)のケを第5の(1)のサとし、第5の(1)のクの次に次のように加える。

ケ 瑕疵担保に関する誓約書の写し

コ し尿浄化槽の概要書の写し

別表を次のように改める。

別表

区 分	補 助 限 度 額		
	5 人 槽	7 人 槽	10 人 槽
新築、増築又は改築に伴う環境配慮型浄化槽の設置又はくみ取便所を水洗化するための環境配慮型浄化槽の設置	332,000円	414,000円	548,000円
既設の単独処理浄化槽の環境配慮型浄化槽への付け替え	442,000円	513,000円	647,000円
特定区域内において行う既設の単独処理浄化槽の環境配慮型浄化槽への付け替え（集団に限る。）	666,000円	769,000円	972,000円

様式第1号中「 浄化槽設置費補助金交付申請書 」を
「浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書」に、「浄化槽を設置」を「 年度において浄化槽設置整備事業を実施」に改める。

様式第2号中「 浄化槽設置計画変更承認申請書 」を
「浄化槽設置整備事業計画変更承認申請書」に、「浄化槽の設置計画」を「浄化槽設置整備事業の計画」に改める。

様式第3号中「浄化槽の設置」を「浄化槽設置整備事業」に改める。

様式第4号中「浄化槽設置費補助金」を「浄化槽設置整備事業費補助金」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。